

## 付 議 第 4 号

### 高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部 を改正する訓令議案

高知県教育委員会懲戒審査会規程（昭和 41 年 10 月高知県教育委員会訓令第 4 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

## 高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令の概要

### 1 改正の目的

職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、退職手当管理機関として行う不利益処分案件のうち教育委員会に付議するものについて、事前に高知県教育委員会懲戒等審査会において審査することとしようとするもの。

### 2 改正の主な内容

- (1) 題名を「高知県懲戒等審査会規程」に改める。
- (2) 審査会の設置目的に、職員の退職手当に関する条例に規定する不利益処分案件の審査を追加する。

### 3 施行期日

関係規則と同日に施行する。

-----  
教 育 委 員 会 訓 令  
-----

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会懲戒審査会規程（昭和41年10月高知県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県教育委員会懲戒等審査会規程

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 職員の懲戒等に関する次の事項の審査をするため、高知県教育委員会懲戒等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に基づく処分案件に関すること。

（2） 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づく処分案件に関すること。

2 審査会は、審査の結果を教育委員会に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成21年10月 日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会懲戒等審査会規程 (抜粋)

本則

(目的)

第1条 職員の懲戒等に関する次の事項の審査をするため、高知県教育委員会懲戒等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に基づく処分案件に関すること。

(2) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づく処分案件に関すること。

2 審査会は、審査の結果を教育委員会に報告するものとする。

旧

高知県教育委員会懲戒審査会規程 (抜粋)

本則

(目的)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による職員の懲戒処分の適正な執行を期するため、高知県教育委員会懲戒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、懲戒処分案件を審査して、その結果を教育委員会に報告するものとする。

## 懲戒審査会の審査案件として、新たに加える所掌事務

### 高知県教育委員会懲戒等審査会規程第2条第2号

#### ○ 職員の退職手当に関する条例に基づく以下の処分案件の審査

- \* 第12条第1項 : 地方公務員法第29条に基づく懲戒免職処分案件の審査(同規程第2条第1号)とその処分者に対する退職手当の支給制限処分の審査
- \* 第14条第1項 : 退職後、退職手当支給前に禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限処分
- \* 第14条第2項 : 死亡退職後、退職手当支給前に在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合等の遺族に対する退職手当の支給制限
- \* 第15条第1項 : 退職手当支給後に在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合等の退職手当の返納命令処分
- \* 第16条第1項 : 死亡退職後、遺族に対し退職手当が支給された後、在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合の遺族に対する退職手当の返納命令処分
- \* 第17条第1項  
~第5項 : 退職者又は遺族が死亡した場合、在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合等の相続人に対する退職手当の納付命令処分